

財政構造改革プログラム

平成18年3月30日
福島県行財政改革推進本部

基本方針

1 中期財政見通し

平成17年度から「緊急対応期間」として歳出を圧縮しながら財源確保に取り組んできたものの、依然として平成16年度の地方交付税等の大幅削減により生じた影響を脱していない。

今後の地方交付税等の歳入確保の見通しが不透明さを増す中で、歳出面では団塊の世代の退職に伴う退職手当の急増に加えて、扶助費、公債費等の義務的経費の大幅な伸びが見込まれる。

平成18年度以降の中期財政見通しでは、このまま対策を実施しなければ、平成19年度には主要4基金が底をつき、その後の予算編成が困難となることを示している。

さらに、今後の国の歳出の見直しに合わせて、平成19年度以降も地方交付税等が削減された場合、これまで以上に厳しい状況になることは明らかである。

	平成18年度 (当初予算)	平成19年度 (見込み)	平成20年度 (見込み)	平成21年度 (見込み)	平成22年度 (見込み)
一般財源	5,150	5,180	5,200	5,220	5,250
県税	2,100	2,150	2,190	2,230	2,270
地方交付税等	2,250	2,220	2,190	2,160	2,140
地方消費税清算金等	800	810	820	830	840
特定財源	3,400	3,180	3,180	3,180	3,180
国庫支出金	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
県債	1,060	840	840	840	840
その他の特定財源	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
歳入合計	8,550	8,360	8,380	8,400	8,430
義務的経費	4,730	4,750	4,830	4,840	4,820
人件費	2,750	2,810	2,830	2,830	2,830
扶助費	700	730	760	790	820
公債費	1,280	1,210	1,240	1,220	1,170
投資的経費	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
その他の経費	2,330	2,340	2,350	2,360	2,380
歳出合計	8,710	8,740	8,830	8,850	8,850
財源不足額(歳入-歳出)	160	380	450	450	420
(19~22年度の累計額)		380	830	1,280	1,700

前提条件

- ・平成18年度当初予算及び現行制度を前提に一般会計を対象として機械的に試算。
- ・県税収入は毎年の名目経済成長率を2.0%として試算。
- ・地方交付税は現行制度を前提に県税収入の増加に伴う自然減を見込む。
- ・今後の金利上昇に伴う公債費への影響は見込んでいない。
- ・平成18年度から実施することとしている知事部局における職員定数の削減などの財源確保対策は、平成19年度以降の見通しには含まれていない。

2 取組方針

引き続き徹底した歳出削減、歳入確保に取り組み、短期的には行政改革推進債の活用など、あらゆる手だてにより当面の予算編成に必要な財源を確保する。中長期的には歳出の段階的な圧縮を通じて、歳入に見合った収支均衡型の財政構造への転換を目指す。

また、真の地方分権の実現に向け、国に対して自立的な財政運営が可能となるような税財政基盤の確立と裁量権の拡大を強く求めていく。

3 対象期間

平成18年度～平成22年度の5年間で『第二期集中改革期間』とする。

予算編成・執行の基本的な考え方

1 財源の重点的、優先的配分の徹底

重点推進分野への限られた財源の重点的、優先的配分を徹底するとともに、部局横断的な視点に立った財源配分を進めるため、重点政策枠へ財源をシフトしていく。

また、枠配分による予算編成により、現場の創意工夫を生かした事業の見直しを促進する。

2 執行段階での競争性、透明性の向上と経費削減の工夫

入札、契約方法の見直しにより競争性、透明性の一層の向上と経費の節減を図る。

ア 物品調達：一般競争入札の拡大、費用対効果を見極めながら電子入札の導入を検討

イ 庁舎管理業務等：公募型指名競争入札（仮称）、業務集約発注、複数年契約の検討

ウ 公共事業：平成19年度から電子入札を導入、条件付き一般競争入札の本格実施を検討

歳出見直しの具体的方策

1 総人件費の抑制

(1) 定員の削減

市町村合併の進展、IT化や民間委託の推進等を踏まえ、更なる定員削減を実施

ア 知事部局：県立大学の法人化分を除き、平成18年度からの5年間で350人（6.0%）を純減

イ 教育庁：児童生徒数の減少を踏まえ教職員数を見直し¹

ウ 警察本部：技能労務職員の見直し

(2) 給与等の削減

- ・平成17年の人事委員会勧告を踏まえ、給与構造の抜本的な見直しを実施
- ・効率的な業務運営の徹底により超過勤務手当を縮減
- ・社会経済情勢の変化等を踏まえ、特殊勤務手当等諸手当の総合的な点検を実施

2 事務事業の見直し

- ・プログラムの目標を踏まえ、スプリングレビュー等で部局の自主的な見直しを促進
- ・部局の自主的な見直しを踏まえ、事業評価を行うとともに、相対評価を徹底
- ・評価の客観性、透明性を確保するため第三者機関の意見を踏まえ、結果を公表

¹中期財政見通しでは、あらかじめ児童生徒の減少を踏まえた教職員数の減を見込んでいる。

- (1) 内部管理経費の見直し
 - ・ IS014001 に基づく環境マネジメントの取組みにより省資源・省エネルギーを徹底
 - ・ 入札、契約方法の工夫・見直しにより施設管理経費や物品のリース経費を節減
 - ・ 雇用環境の改善を踏まえ、緊急雇用対策として配置してきた臨時事務補助員を見直し
 - ・ 全庁的な視点からシステム関連経費のチェック体制を強化し、開発・運用経費を圧縮
 - ・ 庶務業務については、共通業務の集約化を図りながら民間委託を検討
- (2) 補助金等の見直し
 - ア 補助金の見直し
 - ・ 高額補助、高率補助、県単上乘せ補助、零細補助の重点的な見直し
 - ・ 各種団体に対する運営費補助については、県の行革努力を踏まえ段階的な見直しを要請
 - イ 各種団体等に対する負担金の見直し
 - ・ 全国知事会での検討結果を踏まえ、加入の効果の薄れたもの等を重点的に見直し
- (3) 投資的経費の見直し
 - ア 公共事業の重点選別化
 - ・ 引き続き緊急性、費用対効果等の観点から重点選別を徹底
 - ・ 特に交流ネットワークの整備、県民の安全安心の確保、既存ストックの維持管理等へ重点化
 - イ 公共事業費等のコスト縮減
 - ・ 平成 18 年度当初に見直しを実施する公共事業コスト縮減計画に基づく取組みを推進
 - ・ ローカルルールを導入による構造・工法等の見直しを推進
 - ・ 県以外の施設整備の事例等も踏まえ、営繕単価を見直し
 - ウ 大規模な施設整備の取扱い
 - ・ 新規の施設整備は原則調査までとし、構想策定を含めて具体的な事業には着手しない
- (4) 民間委託の推進
 - ・ 行財政運営の一層の効率化を図るためアウトソーシング推進実行計画に基づく取組みを推進
 - ・ 公社に委託してきた公の施設の管理運営については、原則として指定管理者制度を導入
- (5) 県有施設の見直し
 - ・ 県立社会福祉施設については、今後の在り方の検討を踏まえ民間への移譲等を段階的に推進
 - ・ 県営住宅については、「住宅マスタープラン」を踏まえ、管理戸数を段階的に縮小
 - ・ その他、社会経済情勢の変化を踏まえ必要性の薄れた施設は抜本的に見直し
- (6) 各種団体に対する支援の見直し
 - ア 公立大学法人
 - ・ 法人運営に対する適正な評価等に基づき経営の効率化、合理化を促進
 - イ 公社等外郭団体
 - ・ 公社等見直しに関する実行計画に基づく取組みを推進
 - ・ 公社の運営状況や県の関与について外部委員を含めた点検評価を実施し、結果を公表
- (7) 他会計繰出金等の見直し
 - ア 病院局
 - ・ 3 病院 1 診療所の廃止に向けた取組みを着実に進め、一般会計からの繰出金を圧縮
 - ・ 検討委員会の提言を踏まえ、会津統合病院の整備に取り組む

イ 企業局

- ・ 企業局事業見直し実行計画に基づく取組みを引き続き推進
- ・ 地域開発事業の造成済未分譲地の早期売却に向けた取組みを強力に推進

ウ その他の特別会計

事業規模の適正化を図り、繰越金等の余剰資金については一般会計へ繰り戻し

(8) 公債費の圧縮と平準化

- ・ 県債発行額については、原則として特例債等を除き前年度以下に抑制
- ・ 施設の耐用年数に応じ、償還期間が20年を超える県債を発行
- ・ 既発行の10年債(銀行等引受債)は、耐用年数に応じて20年又は30年債へ借り換え

歳入確保の具体的方策

1 県税収入の確保

(1) 徴収対策の強化

- ・ 収入未済額の多い個人県民税については、引き続き市町村税務職員併任徴収制度を活用
- ・ 市町村で対応が困難な個人住民税の高額滞納事案等は、市町村長の同意を得て県が徴収権限を引き継ぎ直接徴収

(2) 課税自主権の活用

- ・ 引き続き特別な財政需要が見込まれるため法人県民税の超過課税の延長を検討
(平成19年2月~)
- ・ 原子力発電所立地県としての特別な財政需要に対応するため核燃料税の更新を検討
(平成19年12月31日~)
- ・ 豊かな森林環境を次世代に引き継ぐことを目的に森林環境税を導入
(平成18年4月~)
- ・ 産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等を図るため産業廃棄物税を導入
(平成18年4月~)

2 使用料・手数料等の受益者負担の適正化

- ・ 引き続き使用料・手数料等の定期的な見直しを実施
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえ、職員駐車場及び職員公舎の使用料等を見直し

3 未利用財産の活用

- ・ 「県有財産有効活用計画」に基づき条件整備を行いながら未利用財産を計画的に処分
- ・ 農業試験場等の跡地処分に向けた条件整備を行い、処分を推進

4 その他の収入の確保

ア 県税収入以外の収入未済への対応

- ・ 徴収強化月間を設定し管理職を含めた訪問活動を行うなど、実態に応じ対応を強化
- ・ 特に悪質な事例については法的措置を含め対応

イ 特定目的基金の活用

基金の設置目的に沿った形での取崩しや一般会計での借入れを検討

ウ 行政改革推進債等の活用

- ・ 収支均衡に向けた条件が整うまでの財源対策として行政改革推進債を活用

- ・ 退職手当の急増に対処するため退職手当債を活用

財源確保の目標額

平成18年度当初予算を前提に策定した中期財政見通しを基に、主要な項目毎の歳出削減及び歳入確保の目標額を下記のとおり設定する。

各年度の財源確保目標額

(単位億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
中期財政見通しにおける財源不足額 a	380	450	450	420	1,700
総人件費の抑制	30	60	80	110	280
事務事業の見直し	20	40	60	70	190
投資的経費の見直し	10	30	30	40	110
公債費の圧縮と平準化	20	20	10	0	50
歳出削減合計 b	80	150	180	220	630
未利用財産の活用等	10	10	10	0	30
行政改革推進債等の活用	150	140	130	120	540
歳入確保合計 c	160	150	140	120	570
財源確保合計 b+c=d	240	300	320	340	1,200
財源確保対策後の不足額 a+d	140	150	130	80	500
主要4基金充当額(18年度末残高見込み240億円)	140	100	0	0	240
要調整額 = 更なる財源確保努力分	0	50	130	80	260

(注1) 金額は一般財源ベースの数値である。

(注2) 地方交付税等の制度改革に伴う影響は見込んでいない。

現時点で効果が見込める対策を講じた上で主要4基金を充当してもなお、平成20年度以降には要調整額(財源不足額)が生じる見込みであることから、毎年度の予算編成の中で更なる歳入確保、歳出削減に取り組み260億円程度の財源を確保していく必要がある。

なお、上記の目標額については、一定の条件に基づく試算であり、今後の景気の動向や国の地方財政制度の見直し等により、大きく影響を受けることになることから、必要に応じて適切な見直しを行っていくものとする。

県民への情報提供

- ・ 県の財政状況が総合的に把握できるような情報をホームページ等で分かりやすく提供する。
- ・ 地方独立行政法人、公社、一定の出資法人等を含めた連結貸借対照表を作成し、公表する。